

平成21年

乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会会議録

平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	2
○開 会	.....	3
○日 程 1	会議録署名議員の指名	3
○日 程 2	会期の決定	3
○日 程 3	副議長選挙	3
○日 程 4	管理者諸報告	4
○日 程 5	定期監査、例月出納検査結果の報告	6
○日 程 6	第12号議案 公平委員会委員の選任について	7
○日 程 7	第13号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	7
○日 程 8	第14号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について	8
○日 程 9	第15号議案 平成21年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）	15
○閉 会	.....	16

平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

議 事 日 程

平成21年11月27日（金）

午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	小野 哲 議員	常盤 ゆかり 議員
	長尾 美矢子 議員	
長岡京市	能勢 昌博 議員	尾崎 百合子 議員
	武山 彩子 議員	
大山崎町	山本 圭一 議員	朝子 直美 議員
	西林 哲人 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

河原崎 清 隆 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者（11名）

久嶋 務	管理者（向日市長）
小田 豊	副管理者（長岡京市長）
真鍋 宗平	副管理者（大山崎町長）
小野 哲	監 査 委 員
上田 久幸	事 務 局 長
栗山 博臣	会計管理者（向日市会計管理者）
谷川 康信	総 務 課 長
行田 秀生	乙訓若竹苑施設長
渡辺 三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
齋藤 利彦	介護障害審査課長
藤本 正次	総 務 課 主 幹

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 副議長選挙
- 日程 4 管理者諸報告
- 日程 5 定期監査、例月出納検査結果の報告
- 日程 6 第12号議案  
公平委員会委員の選任について
- 日程 7 第13号議案  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程 8 第14号議案  
乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程 9 第15号議案  
平成21年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）

○会議録署名議員

向日市 常盤 ゆかり 議員  
長岡京市 能勢 昌博 議員

(開会 午前9時58分)

○山本圭一議長 ただいまの出席議員数は9名であります。

それでは、ただいまから、平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、先般、長岡京市議会議員選挙が行われ、能勢昌博議員が引き続き本組合議員として、また新しく尾崎百合子議員と武山彩子議員をお迎えすることになりました。ここにご紹介させていただきます。

それでは、簡単にごあいさつをお願いいたします。

能勢昌博議員。

○能勢昌博議員 引き続きこの乙訓福祉施設事務組合の議員としてお世話になることになりました長岡京市の能勢昌博でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○山本圭一議長 尾崎百合子議員。

○尾崎百合子議員 乙訓福祉施設事務組合議会の議員としてお世話になることになりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本圭一議長 武山彩子議員。

○武山彩子議員 初めて乙訓福祉施設事務組合の議員としてさせていただくことになりました武山彩子です。どうかよろしくをお願いいたします。

○山本圭一議長 ありがとうございます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、向日市の常盤ゆかり議員、長岡京市の能勢昌博議員を指名いたします。

○山本圭一議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

○山本圭一議長 日程3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、先ほど開催いたしました議員全員協議会でご審議いただきましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、議長による指名推選の方法により行いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。副議長については、長岡京市の能勢昌博議員を指名いたします。

お諮りいたします。能勢昌博議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、当乙訓福祉施設事務組合議会副議長は長岡京市の能勢昌博議員と決しました。

ただいま、当選されました能勢昌博議員から一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

○能勢昌博議員 皆様のご推挙により副議長という大役を仰せつかりました。山本圭一議長を補佐し、皆様とご議論し、活発にこの議会が運営できるよう努めてまいりたいと思いますので、ご協力をどうかよろしくお願いいたします。

○山本圭一議長 ありがとうございます。

それでは、副議長席にお座りいただきたいと思います。

(能勢副議長、副議長席に着席)

○山本圭一議長 日程4、管理者諸報告。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 本日ここに平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

例年12月に開催いたしております第4回定例会でございますが、このたび国の給与法の改正があり、その基準日が12月1日と設定されたために、それに準じて今回給与条例を改正する必要が生じました。そのため、構成市町をはじめ各一部事務組合の議会日程との調整を図った結果、本日の開催となりましたのであらかじめご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

諸報告に入ります前に、先般の長岡京市議会の議員役員選挙によりまして、10月22日付けで本組合議員として能勢昌博議員、尾崎百合子議員、武山彩子議員をお迎えすることになりました。皆様方におかれましては、本組合発展のため今後ともよろしくご指導ご協力賜りますよう、この場をお借りいたしましてお願い申し上げます。

また、ただいま当組合議会副議長に能勢昌博議員が就任されましたこと、心から

お祝い申し上げますとともに今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、9月定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

平成22年4月採用予定でございます乙訓福祉施設事務組合職員採用試験の第1次試験を11月1日に実施いたしました。事務職員及び指導員各1名の募集に対し、それぞれ30名と9名が受験し、現在面接試験を行っているところでございます。

次に、インフルエンザ関係でございます。事務組合全体的には特に深刻な状況には至っておりませんが、これからさらにインフルエンザのピークが予想されますことから、今後とも慎重に対処していく所存でございます。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労移行支援9名、就労継続支援31名、生活介護6名、合わせて46名となっております。市町別の利用者数につきましては、3事業合わせまして、向日市が12名、長岡京市が27名、大山崎町が4名、京都市が3名であります。地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の登録者数はそれぞれ17名と25名となっております。

就労移行支援事業では、10月末に若竹苑を退苑された方が、現在長岡京市内の鮮魚店においてトライアル雇用に入っておられます。若竹苑といたしましては、関係機関等と連携を図りながら就労を実現させるために取り組んでまいりたいと考えております。また、1名の利用者が乙訓障害者事業協会が実施しておりますヘルパー2級養成コースを受講し、資格取得に向けて意欲的に取り組んでおられます。

利用者の職場実習に関しましては、通常の職場実習とは別に、1名の方が京都ほっとはあとセンターのアンテナショップで3か月間の販売実習に取り組んでおられます。

就労継続支援事業では、京都ほっとはあとセンターから補助金交付を受けまして、3回にわたりまして木工デザイナーによる技術指導を受けられ、現在はその製品化と販路について検討しているところでございます。

生活介護事業では、9月の利用率が97.4%、10月は99.2%と高く推移をしております。利用者それぞれ元気にプログラムに参加されております。

地域活動支援センター事業におきましては、利用者が長岡京市内の画廊で書道作品展を開催いたしました。今後とも利用者の生きがいを支援してまいりたいと考えております。

最後に、本年は12月25日で終了いたしまして、来年は1月5日から再開する予定でございます。

続きまして、ポニーの学校についてご報告いたします。

まず、10月以降の利用状況でございますが、週1回の定期利用が89名、月1回の定期外利用が9名、合わせて98名の利用となっております。内訳は、向日市が41名、長岡京市が52名、大山崎町が5名でございます。

行事は、11月18日に秋の遠足を実施いたしました。親子11組、23名が参加してみかん狩りを楽しみました。

次に、職員研修であります。

京都府療育教室指導者連絡協議会全体研修会に2名、脳性麻痺児療育講習会に1名が参加いたしております。本年の療育は12月25日に終了し、新年は1月7日から再開予定としております。

次に、介護と障がい関係でございます。

まず、介護認定審査会の本年4月から10月までの審査状況でございます。お手元に配付させていただいております資料の1ページ目、その概要を記載しておりますけれども、合議体を107回開催いたしまして、3,109件の二次判定を行いました。

次に、障害程度区分認定審査会の本年4月から10月までの審査状況でございます。2ページ目、合議体を14回開催いたしまして、184件の二次判定を行いました。

最後に、乙訓圏域障害者総合相談支援センターについてご報告申し上げます。

乙訓圏域障害者自立支援協議会の部会でございます医療的ケア部会では、明年2月に開催予定の医療的ケア研修の準備作業、訪問看護に関する協議を、就労支援部会では、同じく3月開催予定の障がい者就労フォーラムの準備作業を、それぞれ進めております。

また、地域生活支援部会では、9月からホームヘルパーの養成研修がスタートいたしました。また、10月、11月にかけて内外のケアホーム等を見学して、乙訓における障がい者の生活の場について協議を重ねているところでございます。

以上、簡単でございますが、9月以降の報告とさせていただきます。

○山本圭一議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

次に、日程5、定期監査及び例月出納検査結果の報告であります。監査委員の報告を求めます。



小野監査委員。

○小野 哲監査委員 今回、私の方から報告させていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を平成21年10月29日に、また同法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を9月25日、10月29日に実施いたしましたので、同法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要及び検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでございます。なお、報告書にあるとおり、事務事業の執行及び各月の出納などについては適正に処理されていきました。

以上で、定期監査及び例月出納検査の結果報告を終わります。

○山本圭一議長 以上で、定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

日程6、第12号議案、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程6、第12号議案、公平委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

当事務組合の公平委員会委員、北脇 茂氏は、平成21年12月23日をもって任期満了となります。その後任の委員を選任する必要がありますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって提案するものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料のとおりでございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○山本圭一議長 提案理由の説明は終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。

第12号議案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり同意することに決しました。

○山本圭一議長 日程7、第13号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程 7、第 13 号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、船員保険制度が改正されたことに伴う地方公務員災害補償法の一部改正によって条例の一部を改正するものでございます。

その理由といたしまして、現在船員保険法が適用されている地方公務員である船員のうち再任用短時間勤務職員について、平成 22 年 1 月 1 日から地方公務員災害補償法に基づく補償を行うようになったことによるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○山本圭一議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第 13 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○山本圭一議長 日程 8、第 14 号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程 8、第 14 号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

国家公務員一般職の職員給与につきましては、官民給与の逆格差是正のための号級表の引き下げや期末・勤勉手当の引き下げ等を主な内容とする 8 月 11 日の人事院勧告を受けまして、前政権の閣議決定に引き続き現政権におきましても 10 月

27日に人事院勧告を完全実施する給与改正法案を閣議決定の上、今臨時国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が提出されたところでございます。

乙訓福祉施設事務組合におきましても、現下の大変厳しい経済社会情勢等を鑑み、情勢適応の原則に則った労働基本権制約の代償措置である人事院勧告の趣旨や構成市町の大変厳しい財政状況等、また市町各一部事務組合等職員給与との均衡を考慮して慎重に検討いたしました。さらに、当事務組合の職員労働組合と年末要求の交渉の中で話し合いを重ね、本改正案を提案することについては了承いただいているところでございます。

以上のことから、このたび国に準じて改定するために職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、詳細につきましては事務局長の方からご説明いたします。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○山本圭一議長 上田事務局長。

○上田久幸事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

ただいま、管理者の方から説明がありましたように、今回、人事院勧告に基づき当事務組合職員の給料表及び住居手当並びに期末・勤勉手当等の改正を行うものとしているものでございます。

まず、条例第1条の関係であります。平成21年度の給与改定といたしまして、給料表につきましては国家公務員に準じ、改定のない若年層職員を省いた実質的な数値として平均0.24%の引き下げを行うものでございます。また、住居手当は新築または購入後5年に限り月額3,000円が支給されるという措置分を廃止するというものでございます。

次に、一般職員の期末手当につきましては、12月の支給月数を1.6カ月から1.5カ月、勤勉手当につきましては、支給月数を0.75カ月から0.7カ月にそれぞれ引き下げるものでございます。

その結果、年間支給月数は4.5カ月から4.15カ月となり、今回の減額分として6月期における期末・勤勉手当の特例措置によって凍結された0.2カ月分を合わせて0.35カ月分を減額するものでございます。

また、本年4月からこの改正の実施日の前日までの期間に係る官民格差相当分を解消するため、12月期に期末手当におきまして所要の調整を行うものとするものでございます。

次に、第2条関係につきましては、平成22年度以降の期末・勤勉手当の再配分として支給割合を変更するものでございます。なお、この措置による期末・勤勉手当の総支給月数の増減はございません。

次に、附則による施行期日につきましては、第1条関係については、公布の日の属する月の翌月の初日から施行し、第2条関係については、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、条例の一部改正案の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○山本圭一議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

常盤議員。

○常盤ゆかり議員 先ほど、局長の方からご説明いただきましたけれども、組合との交渉の中で、主にどういった意見等、それからどういったことで、了承いただいたというふうにおっしゃられたんですけれども、そこに至るまでの経過、意見、最後結論どういうふうになったかというの、ちょっと詳細お聞きしたいんですけれども。

○山本圭一議長 谷川総務課長。

○谷川康信総務課長 職員労働組合の方はですね、今回、本件を含めた年末交渉という形で合計3回の話し合いを持たせていただきました。当然その間、構成市町でございまして二市一町の交渉状況等の情報を把握し、そして労働組合側もそれぞれ情報を把握して、その話し合いの中で、お互いに協議をしていったということでありまして。

その中で、今回この給与改定に関しましては本当に厳しい現実と言いますか、状況を説明させていただき、ご理解とご協力をお願いしたわけでございますけれども、年末交渉でございまして、その他の交渉の中で一定評価をいただくような前向きな回答もさせていただく部分もございましたので、その全体の中から、今回、労働組合の方も了解と言いますか、折り合いはついているといったような内容でございまして。

○山本圭一議長 常盤議員。

○常盤ゆかり議員 話し合いを3回重ねられて、こういう提案を最終的にされるということで、組合の方とも十分話は重ねられたかと思うんですけれども、これに至るまでのいろんな経過、それぞれあったかと思うんですけれども、いろんな、もう少しご意見が出て、ちょっとよくわからない、いろいろ、最終的にこういうふう

提案になったんですけれども、もう少しちょっと内容等、こちらに伝わるようにお聞かせ願えませんでしょうか。すみません。

○山本圭一議長 谷川総務課長。

○谷川康信総務課長 先ほど3回話し合いの場を持たせていただいたということでございますけれども、具体的に説明いたしますと、第1回目の交渉を11月5日に持たせていただきまして、双方それぞれ要求とか、こちらの考えていることを説明させていただき、一旦、組合としてはそのまま第1回目の交渉の結果を組合の方でまた協議するというような形でお持ち帰りいただいて、再度2回目が11月12日に交渉をさせていただきました。

その間に、例えば長岡京市では、11月4日に職員組合の方で妥結を含めた回答がございましたし、また大山崎町の方でも、それぞれ交渉状況、情報を得た中で話をさせていただきました。向日市の方では、その時点ではまだ継続中であつたと聞いております。

その2回目の11月12日の交渉におきまして、今回の人事院勧告の内容、これにつきましては、先ほど管理者の方から説明もございましたように、情勢適応と言うか、近隣、特に構成市町である二市一町の構成団体の現況も含めて、大変厳しい状況ではございますけれども、それらの事情を考慮して、最終的には双方とも、職員労働組合と私ども当局の中での話し合いで折り合いがついたといった内容でございます。

それ以外の勤務条件とか、年末に恒例で行われております交渉の中で、先ほども申しあげましたように、一定組合からも評価いただく回答させていただき、その全体として、今回のこの人事院勧告は非常に厳しい内容ではございますけれども、職員労働組合としてもその分については了解を得るといった内容で今回こういう形で終了したということでございます。

なお、3回目につきましては、一応2回目ではほぼ概ね話し合いがついたわけでございますけれども、最終向日市の方が、確か11月24日だったと思いますが、最終交渉が行われるということで、ですから、その時点で構成市町の二市一町のすべての組合等の交渉日程が終わった後の明日の11月25日に、それらの確認を含めて、二市一町の状況等の情報を得て、その比較も含めて再度話し合つて、本日のこの提案となっているところでございます。

○山本圭一議長 朝子議員。

○朝子直美議員 ということは、今回のこの人事院勧告の中身と、今提案いただいた

中身は、全国的な提案と同等のものをそのまま適用されたということで、特段この組合との交渉の中でこの人事院勧告の中身については、交渉の結果、ちょっと変更になった部分とか、そういうのはないという理解でいいですか。

○山本圭一議長 谷川総務課長。

○谷川康信総務課長 今回、特に住居手当でございますが、その分につきましては、これは国と地方の状況が違いますし、例えば二市一町でも若干その辺の内容が変わっております。当組合の場合、従来は新築・購入5年加算3,000円というような形があったんですけども、それ以外の職員につきましては、世帯主であれば2,300円、本組合の場合は世帯主でなくても、それ以外の方でも1,000円というふうな、一応そういう住居手当の規定がございまして、今回はその新築5年の加算分を廃止するというので、先ほど言いました2,300円と世帯主以外の1,000円につきましては、そのまま維持するといったような内容でございます。

ちなみに、世帯主以外で1,000円というのは、二市一町の中で採用されているところもありますし、ないところもあると、確か聞いておりますし、また向日市の方では新築5年という加算分が元々ない分、その分それぞれの単価額が、住居手当として若干我々よりは高額であるといった二市一町の状況であります。なお、今回のこの新築加算の分につきましては、長岡京市と他の一部事務組合が同じような内容で、その分だけは廃止という形でそれ以外は一応維持するというのでございます。

給料表と期末・勤勉手当の減額につきましては、6月の減額から引き続きということになるんですけども、昨今のこういう事情も考慮した中で、やはり市民への理解も含めて、ご理解をお願いしたということでございます。

何とかこれをお互い乗り切った中で、より利用者及び市民サービスに努めていくという形で双方が話し合いを終了したといったような状況でございます。

○山本圭一議長 朝子議員。

○朝子直美議員 ありがとうございます。

あと、先ほど、6月の分と合わせて幾ばくかの、率にして減額になるということをおっしゃっていただきましたんですが、この事務組合の職員の平均としては、年額になるんですかね、どれほどの収入減になられるというふうな。それが、ちょっと、理解がまだできてないところがあるかもしれません、さかのぼって行われると言うか、4月の分にさかのぼって今回12月の方にかかってくる分と、あと来年度からの分とあると思うんですけども、ちょっとそこを、具体的な数字を教えてくださいませんか。

○山本圭一議長 藤本主幹。

○藤本正次総務課主幹 ただいまのご質問ですけれども、まず期末・勤勉手当の、今回の人勧での減額状況でございますけれども、職員一人当たり平均では年額として12万3,000円、それから給料の一定減額がございまして、若手職員、うちの場合4人の方、その方を除いた方に適用されますが、給料の減額につきましては、職員一人当たり平均が9,360円。この2点を合わせまして、期末・勤勉手当及び給料の減額、2点を合わせました一人当たり平均が年額で13万2,360円の減額と、そういったことになっております。

○朝子直美議員 ありがとうございます。

○山本圭一議長 ほかにございますか。

武山議員。

○武山彩子議員 今、平均で13万2,360円の一人当たりの所得減ということで、本当に厳しいなあというふうに思ってお聞きしています。

私こちらは初めてなんです、6月の0.2カ月分の夏季一時金凍結の提案が長岡でされたときにも、突然、5月になって人勧が、国会からの要請で法律が変わって、それに基づいて凍結するというので、凍結という名前がついてるから解凍される日が来るのだろうかという話も冗談でしたんですが、実際はそれとあわせて年間の一時金が4.15カ月分も減ってしまうということで、官民の逆格差是正ということ、さっき管理者、提案理由の中でおっしゃってましたけれども、余りにも民間企業が賃下げをするから公務員も賃下げをして、その公務員の給料がかつては民間の労働者の給料の基準になってたと言われますから、もう本当にマイナスのスパイラルが起こってるんじゃないかなというふうに感じてます。

官民の賃下げ競争を毎年のようにやっていて、しかも今回は給与を下げるということまでされたということで、これが、さらに所得が低下するということが景気悪化にさらに拍車をかけて、ここの若竹苑とかでもやっぱり今事業収入が本当に厳しいんだということをおっしゃってましたけれども、そういう一つ一つの事業所の収入もさらに悪くなっていくということで、本当に心配をしているのと。

それともう一つ、職員自身の士気低下につながるかなというふうに、本当に思います。お一人お一人の職員の方は本当に地方自治体の、市民の福祉向上のために努めてられる、日々頑張っておられるんですけれども、限界があるなというふうに思うんですけれども、このあたり、管理者として、どのように今回の提案感じておられるかなと、一部改正について、ご所見を伺えたらと思います。

○山本圭一議長 久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 先ほど提案説明でも申し上げましたけれども、やはり世間の景気が非常に悪くなってきておるのも事実でございます。一般企業のボーナスそれから給与も随分賃下げも起こっております、それに鑑みて人事院勧告がなされたものと我々は考えております。それにのっとり今回の提案でございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○山本圭一議長 武山議員。

○武山彩子議員 ご所見が伺えたらなと思ったんですけれども、労働組合との交渉が了承を得られたということですから、反対するものではないんですけれども、本当に職員の生活を守るところがこれだけ切り下げられるというのは、社会全体で考えていかないといけないことなんですけれども、本当に厳しいし、職員の生活と雇用を守るという視点で、私たち自身はどういうふうに、何かできることがないのかなということを模索しながら見ていかないといけないなというふうに思っております。

○山本圭一議長 ほか、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 先ほど質疑の中でもあったんですけれども、社会全体が本当に厳しい状況の中での勧告ということで、組合の方も一定のご理解ということでおっしゃってたんですけれども、その中での、先ほどの武山議員の方からもありましたように、本当に負のスパイラルということで、どんどん賃下げ競争のような感じ、世の中なってきたのかなというところで、特にこの乙訓福祉施設事務組合におきましては、障がいの方を持ってられる方に対しての仕事ということで、福祉の現場というのは本当に厳しく、いろんな民間の事業所も本当に厳しい中での仕事だということで、やはりこういった公務員の福祉のところを一定守られていくことが、また民間の、逆に民間の現場にも、逆にいい影響を与えていただくという、逆のそういう先導を本当にやっていていただきたいというのが願いでして、そういう意味で、今後社会的な状況とか、いろいろな状況がもちろんあるんですけれども、そういったことも全体に含めまして、よりよく、少しでもそれに、底上げを図れるような形で職員の給与等の、その他の条件等も、またよくしていただくことを要望させてい



ただきまして、今回は賛成なんですけれども、その辺は本当にお願ひしたいと思ひます。

○山本圭一議長 ほか、ご意見ございせんか。

(「なし」の声あり)

意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第14号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○山本圭一議長 次に、日程9、第15号議案、平成21年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程9、第15号議案、平成21年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ806万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,505万3,000円とするものであります。

歳入歳出の主な内容は、まず歳入で繰越金に806万7,000円を計上し、歳出では施設整備基金に316万7,000円を積み立てまして、その他給与条例改正及び人事異動に伴う関連経費の増減等、また市町村共済組合費負担率等の改定に伴う増額等人件費の調整を行ったものでございます。また、収支差額319万円を予備費に計上するものでございます。

よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○山本圭一議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質疑ございせんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございせんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第15号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。会議を閉じる前に何かご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山本圭一議長 意見もございませんので、それでは、これをもちまして平成21年乙訓福祉施設事務組合第4回の定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 山本圭一

会議録署名議員 常盤ゆかり

会議録署名議員 能勢昌博